

仕様書

第1章 共通

1 総則

この仕様書は、高知市（以下「本市」という。）が発注する高知市清掃工場で発生する電気の売却及び市有施設で使用する電気の調達に係る契約（以下「本契約」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) 本契約において用いる用語は、別に定めのない限り、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正及び関係法令を含み、以下「再エネ特措法」という。）に定める意味による。
- (2) 受注者とは、電力売買契約書に定める乙をいう。
- (3) 地域送配電事業者とは、供給場所又は需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいう。

3 単位及び端数処理

- (1) 契約電力、予備電源契約電力及び最大需要電力の単位は、1 kWとする。この場合において、1 kW未満の端数は、小数第 1 位で四捨五入する。
- (2) 基本料金単価及び予備電源基本料金単価の単位は、0.01 円/kWとする。
- (3) 電力量の単位は、1 kWhとする。この場合において、1 kWh未満の端数は、小数第 1 位で四捨五入する。
- (4) 電力量単価の単位は、0.01 円/kWhとする。
- (5) 力率の単位は、1 %とする。この場合において、1 %未満の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
- (6) 金額の単位は、1 円とする。

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとする。

名称	定義
ピーク	夏季（※1）における毎日 13 時から 16 時までの時間。ただし、休日（※2）に定める日の該当する時間を除く。
夏季昼間	夏季（※1）における毎日 8 時から 22 時までの時間。ただし、ピーク時間及び休日（※2）に定める日の該当する時間を除く。
その他季昼間	その他季（※3）における毎日 8 時から 22 時までの時間。ただし、休日に定める日の該当する時間を除く。
夜間	ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間。

※1 夏季とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。

※2 休日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。

※3 その他季とは、夏季以外の期間をいう。

第2章 高知市清掃工場で発生する電気の売却

1 定義

- (1) 供給電力量とは、本契約の対象となる本市の発電設備（以下「本発電設備」という。）で発生する電気のうち本市が受注者に供給する電気の電力量をいう。
- (2) ピーク供給電力量とは、ピーク時間帯区分における供給電力量をいう。
- (3) 夏季昼間供給電力量とは、夏季昼間時間帯区分における供給電力量をいう。
- (4) その他季昼間供給電力量とは、その他季昼間時間帯区分における供給電力量をいう。
- (5) 夜間供給電力量とは、夜間時間帯区分における供給電力量をいう。
- (6) 予定供給電力量とは、本市が受注者に供給する予定の電気の量をいう。
- (7) 供給電気料金とは、本市が受注者に供給する電気の対価として受注者が本市に支払う金額のうち消費税及び地方消費税を除いた金額をいう。
- (8) 供給電気料金等とは、本市が受注者に供給する電気の対価として受注者が本市に支払う金額をいう。
- (9) 総予定供給電気料金とは、受注者が本市に支払う予定の総額のうち消費税及び地方消費税額を除いた金額をいう。
- (10) 保証供給電気料金とは、契約保証金の基準となる金額をいう。

2 電気の供給に係る基本事項

- (1) 本市が受注者に電気を供給する期間（以下「供給期間」という。）は、令和5年1月1日0時00分から令和5年12月31日24時00分までとする。
- (2) 本市が受注者に供給する電気の供給場所、電気方式、標準周波数、最大受電電力、標準電圧、標準力率、受電方式、接続電力系統、責任分界点及び保安分界点は、次のとおりとする。

供給場所	施設名	高知市清掃工場
	所在地	高知県高知市長浜 6459 番地
電気方式	交流3相3線式	
標準周波数	60Hz	
同時最大受電電力	6,500kW	
標準電圧	60,000V	
標準力率	遅れ力率 85～100%	
受電方式	本線予備電源受電	
接続電力系統	四国電力送配電株式会社	
責任分界点及び保安分界点	供給地点における特別高圧開閉所に施設したガス絶縁開閉装置の引込ブッシングとの端子接続点	

- (3) 予定供給電力量は、仕様書別紙2-1のとおりとする。
- (4) 受注者は、予定供給電力量にかかわらず供給電力量の全てを調達する。
- (5) 平成31年1月から令和3年12月までのバイオマス比率及び本発電設備で発生した電気のうち地域送配電事業者の電力系統に送電した電気の電力量（以下「余剰電力量」という。）は、仕様書別紙2-2のとおりとする。

3 本発電設備に係る基本事項

- (1) 本発電設備は、再生可能エネルギー発電設備として次の内容で認定を受けていた設備とする。

発電事業者名	高知市
発電設備区分	R：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）
設備ID	R000013G39
設備名称	高知市清掃工場
設備の所在地	高知県高知市長浜 6459 番地
発電出力	9,000 kW
認定日	平成 25 年 1 月 9 日

- (2) 本発電設備は、出力抑制の対象外となる地域資源バイオマス発電設備に該当する。

4 供給電力量の計量

- (1) 供給電力量は、(4)の場合を除き、地域送配電事業者が設置した取引用電力量計により計量された値とする。
- (2) 供給電力量は、30分ごとに計量された値とする。
- (3) (1)の計量の検針日は、毎月1日とする。
- (4) (1)の取引用電力量計の故障等により供給電力量が正しく計量されなかった期間が生じた場合には、当該期間の供給電力量は、本市の施設で使用する分散形制御システムにより計量された値とする。
- (5) (4)により難しい場合には、別途協議する。

5 供給電力量の変動

- (1) 供給電力量は、高知市清掃工場の運転管理上の都合、周辺施設の運営状況、一般送配電事業者の保安上の都合及び自然災害に起因し変動する。
- (2) バイオマス比率は、毎月変動する。

6 電気の供給に係る協力

- (1) 本市は、受注者が供給電力量の供給計画を要求した場合には、当該計画を受注者に通知する。この場合において、本市は、供給計画に沿った供給電力量を供給できるよう努める。
- (2) 本市は、(1)の規定にかかわらず、供給計画の内容について何ら拘束されることはなく、また、義務を負わない。
- (3) 本市は、託送供給契約、発電量調整供給契約その他受注者が本市から電気の供給を受けるために必要な手続について、情報の提供及び承諾を行う。この場合において、当該手続に係る費用は、受注者の負担とする。

7 発電量調整供給契約

- (1) 受注者は、本発電設備を発電量調整供給契約における発電バランシンググループ（以下「発電BG」という。）へ編入させる。
- (2) 本市は、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者（以下「発電契約者」という。）にはならない。
- (3) 本発電設備が発電BGに編成された場合において、発電量調整供給契約におけるインバランス料金その他本市が当該発電BGを構成する発電者として当該発電BGの発電契約者

に対して本来負うべき費用は、受注者の負担とする。

8 供給電気料金及び供給電気料金等の算定

(1) 供給電気料金等の算定期間は、4(3)の検針日の属する月の前月の1日0時00分から月末日24時00分までとする。

(2) 供給電気料金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{供給電気料金} = \text{供給電力量料金}$$

(3) 供給電気料金等は、供給電気料金に当該金額に対する消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。

9 供給電力量料金の算定

(1) 以下で用いる略記号の意味は、次のとおりとする。

略記号	意味
Q_1	ピーク供給電力量
Q_2	夏季昼間供給電力量
Q_3	その他季昼間供給電力量
Q_4	夜間供給電力量
P_{B1}	バイオマス分ピーク供給単価
P_{B2}	バイオマス分夏季昼間供給単価
P_{B3}	バイオマス分その他季昼間供給単価
P_{B4}	バイオマス分夜間供給単価
P_{N1}	非バイオマス分ピーク供給単価
P_{N2}	非バイオマス分夏季昼間供給単価
P_{N3}	非バイオマス分その他季昼間供給単価
P_{N4}	非バイオマス分夜間供給単価
η	バイオマス比率

(2) 以下で用いる演算記号の意味は、次のとおりとする。

演算記号	意味
$[A]$	実数Aを小数第1位で四捨五入した整数
$\lfloor A \rfloor$	実数Aを小数第1位で切り捨てた整数

(3) 各種電力量は、次の算定式による電力量とする。

各種電力量の名称	算定式
バイオマス分ピーク供給電力量	$[Q_1 \times \eta]$
バイオマス分夏季昼間供給電力量	$[Q_2 \times \eta]$
バイオマス分その他季昼間供給電力量	$[Q_3 \times \eta]$
バイオマス分夜間供給電力量	$[Q_4 \times \eta]$
非バイオマス分ピーク供給電力量	$Q_1 - [Q_1 \times \eta]$
非バイオマス分夏季昼間供給電力量	$Q_2 - [Q_2 \times \eta]$
非バイオマス分その他季昼間供給電力量	$Q_3 - [Q_3 \times \eta]$
非バイオマス分夜間供給電力量	$Q_4 - [Q_4 \times \eta]$

(4) 各種電力量料金は、次の算定式による金額とする。

各種電力量料金の名称	算定式
バイオマス分ピーク供給電力量料金	$[[Q_1 \times \eta] \times P_{B1}]$
バイオマス分夏季昼間供給電力量料金	$[[Q_2 \times \eta] \times P_{B2}]$
バイオマス分その他季昼間供給電力量料金	$[[Q_3 \times \eta] \times P_{B3}]$
バイオマス分夜間供給電力量料金	$[[Q_4 \times \eta] \times P_{B4}]$
非バイオマス分ピーク供給電力量料金	$[(Q_1 - [Q_1 \times \eta]) \times P_{N1}]$
非バイオマス分夏季昼間供給電力量料金	$[(Q_2 - [Q_2 \times \eta]) \times P_{N2}]$
非バイオマス分その他季昼間供給電力量料金	$[(Q_3 - [Q_3 \times \eta]) \times P_{N3}]$
非バイオマス分夜間供給電力量料金	$[(Q_4 - [Q_4 \times \eta]) \times P_{N4}]$

(5) 供給電力量料金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{供給電力量料金} = \sum_{n=1}^4 \{ [[Q_n \times \eta] \times P_{Bn}] + [(Q_n - [Q_n \times \eta]) \times P_{Nn}] \}$$

10 総予定供給電気料金及び保証供給電気料金の算定

- (1) 以下で用いる予定供給電気料金は、当該月の予定供給電力量を当該月の供給電力量とみなし、かつ、バイオマス比率を 60.000%とみなして算定された供給電気料金とする。
- (2) 総予定供給電気料金は、供給期間における全ての月の予定供給電気料金の総額とする。
- (3) 保証供給電気料金は、供給期間における連続する 3 か月の予定供給電気料金の総額のうち、最大のものとする。

11 検針結果の通知

- (1) 受注者は、毎月、速やかに 4(3)の検針日の属する月の前月の供給電力量がエクセル形式又はCSV形式で記録された電子データを本市に提出する。
- (2) (1)の提出の送付先は、高知市清掃工場とする。

12 非化石価値の証書化

- (1) 本市は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 条）第 2 条第 14 項に規定する発電事業者ではないとする。
- (2) 受注者は、毎月、本市が受注者に供給する電気に付随する環境価値の全てを再エネ指定区分「有」として証書化しなければならない。
- (3) 本市は、毎月、3(3)の検針日の属する月の前月のバイオマス比率をその算定根拠と合わせて受注者に通知する。
- (4) 本市は、(2)の証書化に必要な手続について、情報の提供及び承諾を行う。
- (5) 受注者は、(2)の証書化をしたときは、速やかにその事実を証明する資料を本市に郵送又は電子メールで提出する。
- (6) (5)の提出の送付先は、高知市財産政策課とする。

13 料金の請求及び支払

- (1) 本市は、毎月、供給電気料金等を受注者に請求する。
- (2) 受注者は、受注者が(1)の請求を受けたときは、(3)に定める支払期日までに本市が発行する納入通知書により供給電気料金等を支払う。この場合において、振込手数料は、受注者の負担とする。
- (3) 支払期日は、4(3)の検針日の属する月の末日とする。

- (4) 支払期日が高知市の休日を定める条例（平成元年条例第 21 号）に定める市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期日とみなす。
- (5) 受注者は、受注者が供給電気料金等を支払ったときは、支払期日までに本市へ金融機関の印が押された納入通知書の写し又は受注者が供給電気料金等を支払った旨の書面（受注者の記名及び押印があるものに限る。）を電子メールで本市に通知する。
- (6) (5)の通知の宛先は、高知市清掃工場とする。

第3章 市有施設で使用する電気の調達

1 定義

- (1) 使用電力量とは、本市が受注者から調達する電気の電力量をいう。
- (2) ピーク使用電力量とは、ピーク時間帯区分における使用電力量をいう。
- (3) 夏季昼間使用電力量とは、夏季昼間時間帯区分における使用電力量をいう。
- (4) その他季昼間使用電力量とは、その他季昼間時間帯区分における使用電力量をいう。
- (5) 夜間使用電力量とは、夜間時間帯区分における使用電力量をいう。
- (6) 予定使用電力量とは、本市が受注者から調達する予定の電気の量をいう。
- (7) 使用電気料金とは、本市が受注者から調達する電気の対価として本市が受注者に支払う金額をいう。
- (8) 総予定使用電気料金とは、本市が受注者に支払う予定の総額をいう。
- (9) ゼロエミ化とは、小売事業の用に供する電気の調整後排出係数を $0 \text{ t-CO}_2/\text{kWh}$ とすることをいう。

2 電気の使用に係る基本事項

- (1) 本市が受注者から電気を調達する期間（以下「調達期間」という。）は、令和5年1月1日0時00分から令和5年12月31日24時00分までとする。
- (2) 本市が受注者から調達する電気の需要場所、電気方式、標準周波数、標準電圧、標準力率、接続電力系統、責任分界点は、次のとおりとする。

需要場所	仕様書別紙3-1のとおり
電気方式	交流3相3線式
標準周波数	60Hz
標準電圧	6,000V
標準力率	100%（ただし、実際の力率が100%を下回った場合には、実際の力率を用いる）
接続電力系統	四国電力送配電株式会社
責任分界点	需要場所における引込線と本市の開閉器電源側との続点

- (3) 契約電力及び予定使用電力量は、仕様書別紙3-2のとおりとする。
- (4) 予定最大需要電力は、仕様書別紙3-4のとおりとする。
- (5) 契約電力が500kW未満の需要場所の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- (6) 受注者は、契約電力が500kW未満の需要場所の最大需要電力が500kWを超えた場合には、当該需要場所の契約電力を本市との協議の上で定めることができる。
- (7) 受注者は、予定使用電力量及び供給電力量にかかわらず使用電力量の全てを供給する。
- (8) フリッカ発生器その他電気の質に影響を与えるような負荷設備を有する需要場所は、ないものとする。
- (9) 調達期間内において、電気の調達を廃止する可能性のある需要場所は、仕様書別紙3-1の留意事項等のとおりとする。

3 使用電力量、最大需要電力及び力率の計量

- (1) 使用電力量，最大需要電力及び力率は，(4)の場合を除き，地域送配電事業者が設置した取引用電力量計により計量された値とする。
- (2) 使用電力量は，30分ごとに計量された値とする。
- (3) (1)の計量の検針日は，毎月1日とする。
- (4) 取引用電力量計の故障等により使用電力量，最大需要電力及び力率が正しく計量されなかった期間が生じた場合には，当該期間の使用電力量，最大需要電力及び力率は，本市と受注者又は地域送配電事業者による協議で定めた値とする。

4 電気の使用に係る協力

本市は，託送供給契約その他受注者が本市に電気を供給するために必要な手続について，情報の提供及び承諾を行う。この場合において，当該手続に係る費用は，受注者の負担とする。

5 使用電気料金の算定

- (1) 使用電気料金の算定期間は，3(3)の検針日の属する月の前月の1日0時00分から月末日24時00分までとする。
- (2) 契約電力が500kW以上の需要場所における使用電気料金は，次式によって算定された金額とする。この場合において，1円未満の端数は，切り捨てる。

- ① 最大需要電力が契約電力以下の月

使用電気料金 = 基本料金 + 使用電力量料金 + 再生可能エネルギー電気発電促進賦課金

- ② 最大需要電力が契約電力を超える月

使用電気料金 = 基本料金 + 使用電力量料金 + 再生可能エネルギー電気発電促進賦課金
+ 契約超過金

- (3) 契約電力が500kW未満の需要場所における使用電気料金は，次式によって算定された金額とする。この場合において，1円未満の端数は，切り捨てる。

使用電気料金 = 基本料金 + 使用電力量料金 + 再生可能エネルギー電気発電促進賦課金

6 基本料金の算定

- (1) 予備電源利用のある需要場所における基本料金は，次式によって算定された金額とする。

基本料金 = 本線基本料金 + 予備電源基本料金

- (2) 予備電源利用のない需要場所における基本料金は，次式によって算定された金額とする。

基本料金 = 本線基本料金

- (3) 本線基本料金は，次式によって算定された金額とする。

- ① 使用電力量が0kWhの月

本線基本料金 = 契約電力 × 基本料金単価 × 0.5

- ② 使用電力量が0kWhを超える月

本線基本料金 = 契約電力 × 基本料金単価 × $\left(1.85 \times \frac{\text{力率}[\%]}{100}\right)$

- (4) 予備電源基本料金は，次式によって算定された金額とする。

予備電源基本料金 = 予備電源契約電力 × 予備電源基本料金単価

7 使用電力量料金の算定

- (1) 施設グループがA及びCに属する需要場所における使用電力量料金は，次式によって算定された金額とする。

$$\text{使用電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{使用単価} + \text{燃料費調整単価})$$

- (2) 施設グループがB及びDに属する需要場所における使用電力量料金は、次式によって算定された金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{使用電力量料金} \\ & = \underbrace{\text{ピーク使用電力量} \times (\text{ピーク使用単価} + \text{燃料費調整単価})}_{\text{ピーク使用電力量料金}} \\ & + \underbrace{\text{夏季昼間使用電力量} \times (\text{夏季昼間使用単価} + \text{燃料費調整単価})}_{\text{夏季昼間使用電力量料金}} \\ & + \underbrace{\text{その他季昼間使用電力量} \times (\text{その他季昼間使用単価} + \text{燃料費調整単価})}_{\text{その他季昼間使用電力量料金}} \\ & + \underbrace{\text{夜間使用電力量} \times (\text{夜間使用単価} + \text{燃料費調整単価})}_{\text{夜間使用電力量料金}} \end{aligned}$$

- (3) 燃料費調整単価は、四国電力株式会社が各月毎に定めるものとする。

8 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次式によって算定された金額とする。この場合において、1円未満の端数は切り捨てる。

$$\begin{aligned} & \text{再生可能エネルギー電気発電促進賦課金} \\ & = \text{使用電力量} \times \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \end{aligned}$$

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再エネ特措法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再エネ特措法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示に定めるものとする。

9 契約超過金の算定

- (1) 契約超過金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{契約超過金} = \text{本線契約超過金} + \text{予備電源契約超過金}$$

- (2) 本線契約超過金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{本線契約超過金} = (\text{最大需要電力} - \text{契約電力}) \times \text{基本料金単価} \times \left(1.85 \times \frac{\text{力率}[\%]}{100} \right) \times 1.5$$

- (3) 予備電源契約超過金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{予備電源契約超過金} = (\text{最大需要電力} - \text{予備電源契約電力}) \times \text{予備電源基本料金単価} \times 1.5$$

10 総予定使用電気料金の算定

総予定使用電気料金は、調達期間における全ての月について、契約電力にあっては仕様書別紙3-2に定める契約電力、予備電源契約電力にあっては仕様書別紙3-2に定める予備電源契約電力、使用電力量にあっては仕様書別紙3-2に定める各月の予定使用電力量、力率にあっては100%、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にあってはいずれも0円/kWhとみなして施設グループごとに各月の使用電気料金を算定し、これらを足し合わせた金額とする。

11 電気のゼロエミ化

- (1) 受注者は、本市が受注者から調達する電気の全てについてゼロエミ化する。

- (2) 受注者は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 20 条の 2 の規定に基づき本市が受注者から調達する電気が属するメニュー（以下「ゼロエミ化メニュー」という。）に係る調整後排出係数を経済産業大臣及び環境大臣に報告したときは、速やかに当該調整後排出係数が記載された書面及び当該報告に用いた資料を本市に郵送又は電子メールで提出する。
- (3) 受注者は、(2)の提出をもって、(2)の報告の対象となる期間における(1)のゼロエミ化がされたことの証明をする。
- (4) 受注者は、(2)の報告に用いる資料に準じた様式を用いて、毎月、以下に掲げる算定期間におけるゼロエミ化メニューに係る調整後排出係数を算定し、当該調整後排出係数が記載された書面及び当該算定の根拠となる資料を本市に郵送又は電子メールで提出することをもって、(1)のゼロエミ化の進捗を報告する。

報告をする月	算定期間
令和 5 年 2 月	令和 5 年 1 月
令和 5 年 3 月	令和 5 年 1 月から同年 2 月まで
令和 5 年 4 月	令和 5 年 1 月から同年 3 月まで
令和 5 年 5 月	令和 5 年 4 月
令和 5 年 6 月	令和 5 年 4 月から同年 5 月まで
令和 5 年 7 月	令和 5 年 4 月から同年 6 月まで
令和 5 年 8 月	令和 5 年 4 月から同年 7 月まで
令和 5 年 9 月	令和 5 年 4 月から同年 8 月まで
令和 5 年 10 月	令和 5 年 4 月から同年 9 月まで
令和 5 年 11 月	令和 5 年 4 月から同年 10 月まで
令和 5 年 12 月	令和 5 年 4 月から同年 11 月まで
令和 6 年 1 月	令和 5 年 4 月から同年 12 月まで

(4) (2)及び(3)の提出の送付先は、高知市財産政策課とする。

12 高知市清掃工場で発生する電気に付随する環境価値の割当て

- (1) 受注者は、本市が受注者から調達する電気に次の①から③までの優先順位で証書を付けることで 11(3)のゼロエミ化をする。
- ① 第 2 章 12(2)で証書化された非化石証書のうち、再エネ指定ありのもの
 - ② 第 2 章 12(2)で証書化された非化石証書のうち、再エネ指定なしのもの
 - ③ ①及び②以外の証書

(2) 受注者は、第 2 章 12(2)で証書化された非化石証書のうち、11(3)のゼロエミ化で使用しなかったものをそれ以外の用途に用いることができる。

13 高知市清掃工場で発生する電気の市有施設への割当て

- (1) 受注者は、本市が受注者に供給する電気の全てを本市が受注者から調達する電気の全てに充当する。
- (2) 受注者は、(1)の充当をしても本市が受注者に供給する電気に余りが生じる場合には、(1)の規定にかかわらず、当該余りを本市が受注者から調達する電気に充当すること以外の用

途に用いることができる。

(3) 受注者は、(1)の充当をしている事実を証明する資料を毎月、本市に郵送又は電子メールで提出する。

(4) (3)の提出の送付先は、高知市財産政策課とする。

14 検針結果の通知

(1) 受注者は、毎月、速やかに3(3)の検針日の属する月の前月に係る以下の情報が記録されたエクセル形式又はCSV形式で需要場所毎に記録された電子データ(以下「計量データ」という。)を、本市に提出する。

① 契約電力、予備電源契約電力、最大需要電力、力率及び使用電力量の月別データ

② 使用電力量の30分データ

(2) (1)の提出の送付先は、高知市財産政策課とする。

(3) (1)の提出は、受注者が本市にインターネット上のWebページから本市のみが毎月速やかに計量データを取得できるサービスを提供することをもって、これに代えることができる。

(4) (3)のサービスは、本市が1か月分の計量データを需要場所ごとに一括して取得できるものでなければならない。

15 料金の請求及び支払

(1) 受注者は、毎月、14(1)の提出と併せて速やかに使用電気料金を本市に請求する。

(2) 受注者は、(1)の請求をするときは、仕様書別紙3-3の請求先に対して請求書及び請求金額の内訳が記載された書面(以下「請求書等」という。)を郵送又は電子データで送付する。

(3) 受注者は、(2)の送付をするときは、請求書等を別途本市の指定する需要場所ごとにまとめて作成しなければならない。

(4) 本市は、本市が適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に使用電気料金を支払う。この場合において、振込手数料は、本市の負担とする。